

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る第3期中期計画（素案）について

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
3 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するための取組
3-1 診療事業 東濃圏域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、 <u>高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。</u>	1-1 診療事業 岐阜県地域医療構想に基づき、東濃圏域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携の下、 <u>高度急性期医療、急性期医療、先進医療及び政策医療等の県民が必要とする医療を提供する。</u>
3-1-1 より質の高い医療の提供 法人が有する人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取り組むことで、県内医療水準の向上に努めること。 特に、 <u>チーム医療に貢献できる専門性を持った医療スタッフの確保や医師のタスク・シフティング（業務の移管）に資する特定行為を実施できる看護師の育成、各職種の教育研修の充実に努め、提供する医療水準の維持・向上を図ること。</u> また、個々の患者に最適な医療を選択し、より質の高い医療を提供するため、 <u>チーム医療やクリニカルパスの推進、入退院支援の充実、ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）などの活用</u> に努めること。 さらに、 <u>院内感染予防や医療事故防止等医療安全対策を徹底し、安全・安心な医療と治療環境の提供</u> に努めること。	1-1-1 より質の高い医療の提供 (1)高度医療機器の計画的な更新・整備 新中央診療棟整備に向けて策定した整備計画に基づき、高度医療機器の更新・整備を進める。 (2)医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の確保 看護職員修学資金貸付などの支援制度を継続実施するとともに、積極的な広報などにより看護師、コメディカルの確保に努める。定年を迎えた医師・看護師・コメディカルのうち、病院経営に寄与すると認められる職員の定年延長・再雇用の推進、大学医局との連携などによる医師の確保に努める。 また、医師・看護師の業務の負担を軽減するため、補助者等の採用を推進する。 <u>さらに、就業人口減少化に対応し、医療従事者の安定的確保を図るため、再雇用制度の拡充や定年年齢の引き上げに向けて取り組む。</u> (3)大学等関係機関との連携や教育研修の充実による優れた医師の養成 大学等関連機関や学会における教育研修へ積極的に職員を参加させる。 <u>専攻医研修プログラムの基幹施設（内科・外科・精神科領域）として、専攻医育成に努めるとともに、必要に応じてプログラムの見直しを行い、プログラムの充実に努める。</u> (4)特定行為を実施できる看護師等の資格取得の促進 <u>特定行為研修を包含した新たな「認定看護師（『特定認定看護師』）」の資格取得支援を進めるとともに、看護師等が特定行為を行うための環境整備を進める。また、専門看護師等の専門性の高い資格取得についても、研修支援制度をもとに計画的に実施する。</u> (5)コメディカルに対する専門研修の実施

<p>第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）</p>	<p>第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）</p>
	<p>国、岐阜県等が主催する講習会、研修会への参加支援や各種認定資格の取得、維持のための支援などを行う。</p> <p>(6) 専門性を発揮したチーム医療の推進 医療従事者間での目的と情報の共有化及び業務連携により、個別性のある医療を提供する。また、医師・看護師の負担軽減、医療の質向上も念頭に置いたチーム医療の充実に向けた体制整備を進める。 各種診療ガイドライン等に基づいて作成されたクリニカルパスを活用するとともに、評価・改善することによりクリニカルパスの最適化にも取り組み、チーム医療の推進や医療の質の向上を図る。</p> <p>(7) ICT（情報通信技術）やAI（人工知能）等の活用 地域の医療機関と患者情報を共有できるシステムの構築等、ICT（情報通信技術）の活用に積極的に取り組む。また、AI（人工知能）を活用することで、よりの確な診断（総合診療支援、画像診断等々）を行うとともに、医療全体の精度や質の底上げを目指す。</p> <p>(8) 入退院支援の充実 入退院支援センターの充実により入院予定患者への早期支援を積極的に取り組む。 退院に向けた入院医療機関と関係機関との共同指導や連携を図り、患者サービスの充実に努める。また、入院早期から、介護・福祉機関との連携を図り、退院困難な患者支援に取り組む。</p> <p>(9) 医療事故防止等医療安全対策の充実 最新の医療安全に関する情報収集を行い、適宜マニュアルや手順書に反映させる等、継続的な見直しを行うとともに、その内容の周知徹底に努める。 医療安全に関する研修会・勉強会等を通じて、職員の意識を高めるとともに、インシデント・アクシデントを未然に防ぐ環境整備にも努める。</p> <p>(10) 院内感染防止対策の充実 ICT（感染防止チーム）、AST（抗菌薬適正使用支援チーム）の活動を実践し、院内の感染対策の強化を図るとともに、感染対策等に関する研修会を通して、職員の意識を高めるとともに、院内感染防止マニュアルの周知徹底・啓発を図る。 また、ICD（感染症対策専門医）及びICN（感染管理看護師）の資格取得に向けた支援を行う。</p>

<p style="text-align: center;">第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）</p>	<p style="text-align: center;">第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）</p>
<p>3-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>来院から診察、検査、会計等に至る全てのサービスの待ち時間の改善、快適性及びプライバシー確保に配慮した院内環境の充実、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進、医療に関する相談体制の充実など、病院が提供する全てのサービスについて患者の利便性の向上に努めるとともに、<u>患者満足度調査の実施等により満足度の向上を図ること。</u></p> <p>また、<u>病院運営について、ホームページなどを通じて積極的に情報発信するとともに、患者のみならず地域住民の意見を取り入れ、患者・住民サービスの向上を図ること。</u></p>	<p>1-1-2 患者・住民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等 新中央診療棟整備にあたって、各診療科の外来受付はブロック受付方式を採用する等、患者の利便性向上と質の高い医療の提供を図る。 開業医との連携体制の見直しや業務改善等を継続的に行うことにより、直来患者数の縮減や開業医への逆紹介を推進する。</p> <p>(2) 院内環境の快適性の向上 新中央診療棟整備にあたって、<u>患者及びその家族にわかりやすい動線、案内を整備するとともに、患者プライバシーに配慮したゆとりある外来、遮音を考慮した診察室・待合を整備する。また、院内売店については、移転・拡張し、院内施設の充実にも努める。</u> 病院給食については、より快適な入院生活を送れるように、より良い食事の提供を目指す。 <u>当院ホームページのウェブアクセシビリティの確保と向上について、ページの重要性を考慮しながら順次整備を進める。</u></p> <p>(3) 医療に関する相談体制の充実 医療情報に関する相談が、より受けやすくできるような相談体制の充実と院内外への体制の周知を図るとともに、関係職員の知識向上に努める。 がん患者及びその家族に対し、<u>がんに対する不安や悩み等の相談については、緩和ケアセンター等を活用して充実を図る。</u></p> <p>(4) 患者中心の医療の提供及び患者満足度の向上 患者の権利（安全・平等で最善の医療、情報の開示を受け、自己決定できる等）の保障と職員への周知、医療者としての倫理観の確立に努める。 また、患者満足度調査を行い、患者満足度の向上に努める。</p> <p>(5) インフォームド・コンセントの徹底、セカンドオピニオンの推進 患者自らが選択し納得できる治療方針等が決定できるようインフォームドコンセントを徹底する。 セカンドオピニオンについては、院内や病院のホームページに掲示し、セカンドオピニオンがしやすい院内体制の整備を図る。</p> <p>(6) 病院運営に関する情報発信及び意見の反映</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
	<p>病院広報誌「けんびょういん」を定期発行するとともに、院内行事その他運営に関する情報について、積極的な広報に努める。</p> <p>地域住民等と病院とで構成する「岐阜県立多治見病院運営協議会」を定期的に開催し、地域住民のニーズを把握し、病院運営に反映させる。</p>
<p>3-1-3 診療体制の充実</p> <p>医療需要の質的・量的な変化や新たな医療課題に適切に対応するため、患者動向や医療需要の変化に即して診療部門の充実若しくは見直し又は専門外来の設置若しくは充実など診療体制の整備・充実を図ること。</p>	<p>1-1-3 診療体制の充実</p> <p>(1) 患者動向や医療需要に即した診療体制の整備・充実</p> <p>地域医療連携センターと医事課を中心に院内各部門と連携して、患者動向や医療需要の把握に努めるとともに、患者動向や周辺医療機関の状況などに応じ、地域医療支援病院として医療資源の活用と診療体制の整備を図る。</p> <p>また、<u>女性外来、小児科特別外来、ペースメーカー外来などの専門外来の設置を継続し、診療体制の充実に努める。</u></p> <p>(2) 多様な専門職の積極的な活用</p> <p>定年を迎えた職員のうち、高度な専門性を有すると認められる職員の再雇用を進める。</p>
<p>3-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p><u>医療保険者による糖尿病の重症化予防や脳卒中、心臓病その他の循環器病の予防等の取組を推進すること。</u></p> <p>近隣の医療機関等との役割分担を明確にし、病院・病床機能の分化・強化を図るとともに、<u>地域連携クリニカルパスやICT（情報通信技術）の活用などにより地域の医療機関との連携を充実・強化し、地域の実情に応じて東濃圏域の基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める医療を提供すること。</u></p> <p><u>また、地域医療支援病院として、紹介率・逆紹介率の維持・向上に努めること。</u></p> <p>さらに、円滑に在宅医療・介護へ移行するため、他の機関との連携を充実・強化し、医療から介護・福祉へと切れ目のないサービス提供の促進を図ること。</p>	<p>1-1-4 近隣の医療機関等との役割分担及び連携</p> <p>(1) 近隣の医療機関との役割分担の明確化と連携強化による紹介率・逆紹介率の維持・向上</p> <p><u>急性期病院としての役割を全うするため、外来診療規模の最適化を推進する。</u></p> <p><u>多治見シャトル（病診連携システム）を効果的に活用し、開業医との連携を深めるとともに、近隣の医療機関との協力体制の充実により紹介・逆紹介を促進する。</u></p> <p>(2) 地域連携クリニカルパスの整備普及</p> <p>連携パスコーディネーターによる地域連携クリニカルパスの運用促進に努める。</p> <p>(3) 疾病予防の推進</p> <p>地域住民を対象とした健康づくり講座や一般市民向けの公開講座を継続的に実施し、医療や健康に対する知識や関心を高める。</p> <p>(4) 在宅医療・療養へ移行するための地域の介護・福祉機関との連携強化による地域包括ケアシステムへの貢献</p> <p>地域医療連携センターでの退院支援及び医療相談を中心に近隣の医療機関、介護・福祉機関との連携に努める。</p>
<p>3-1-5 重点的に取組む医療</p> <p>特に、「救急医療」、「周産期医療」、「がん医療」などの高度で先進的な医療及び「精神科医療」、</p>	<p>1-1-5 重点的に取組む医療</p> <p>(1) 救急医療</p>

<p style="text-align: center;">第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）</p>	<p style="text-align: center;">第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）</p>
<p>「感染症医療」などの政策医療を重点医療として位置付け、提供すること。 救急医療については、<u>地域の医療機関等との連携の推進や新中央診療棟の整備に伴う高度な医療の提供等により、東濃圏域の中核病院として重症救急患者への対応を強化すること。</u> がん医療については、新たに整備した高精度放射線治療装置などによる治療に加え、<u>患者の就労も含めた相談支援の充実を図るなど、拠点病院としての機能を強化すること。</u>また、<u>地域の医療機関等との連携の強化や、緩和ケアを提供できる人材の育成・確保等により、緩和ケア病棟と在宅での一貫した緩和ケアが受けられる体制の充実を図ること。</u> <u>また、新中央診療棟整備に合わせて、レスパイトケア（障がい児を在宅でケアしている家族を癒すため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらう家族支援サービス）のための短期入所機能の整備をすること。</u></p>	<p>救命救急センターと各診療科との緊密な連携により、24時間を通しての受入れ体制を維持するとともに、救急医療部門の体制を拡充し、救急医療の更なる充実に努める。 <u>新中央診療棟整備にあたって、高度急性期医療機能が十分発揮可能な救命救急センター等の拡充整備を進める。</u></p> <p>(2)周産期医療 地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク妊娠や分娩に対し、24時間を通しての受入れ体制を維持する。</p> <p>(3)がん医療 高精度放射線治療装置「ノバリスT_x」「トゥルービーム」の2台体制により、根治照射・予防照射・緩和照射等正確で症例に適した質の高い治療を提供する。 <u>また、化学療法センター等の拡充・整備を進め、地域がん診療連携拠点機能の強化を図る。さらに、がんゲノム医療体制の構築を進めるとともに、地域がん診療連携拠点病院として、治療と就労の両立など患者の就労支援も含めた相談支援体制などの充実に努める。</u></p> <p>(4)精神科医療・感染症医療 救急患者や他の医療機関で対応が困難な精神・感染症患者の治療を行える体制の維持、充実を図る。</p> <p>(5)緩和ケア 緩和ケアセンターの機能を生かし、緩和ケア病棟を核として地域の医療機関との連携強化を図る。また、研修会等による医療関係者の育成を図るとともに、在宅で緩和ケアが受けられる体制の充実を図る。</p> <p>(6)<u>レスパイトケアのための短期入所施設の整備・充実</u> <u>新中央診療棟整備において、医療的ケア障がい児等とその家族のためのレスパイト入院体制の整備・運用を進める。</u></p>
<p>3-2 調査研究事業 法人で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行うことを求める。</p>	<p>1-2 調査研究事業 岐阜県立多治見病院で提供する医療の質の向上及び県内の医療水準の向上を図るための調査及び研究を行う。</p>
<p>3-2-1 調査及び臨床研究等の推進 先進医療の各分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進すること。</p>	<p>1-2-1 調査及び臨床研究等の推進 (1)臨床研究及び治験の推進 治験や調査研究事業に積極的に参画できるよう体制を整備し、受託件数の増加に努め</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
岐阜県及び東濃圏域の医療の水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進すること。	る。 (2) <u>大学等の研究機関や企業との共同研究の推進</u> 岐阜県及び東濃圏域の医療の水準の向上を図るため、大学等の研究機関や企業との共同研究などを進める。
3-2-2 診療情報等の活用 電子カルテシステム等をより有効に活用し、標準化された診療データの収集・分析を行い医療の質の向上を図るとともに、他の医療機関への情報提供を行うこと。	1-2-2 診療情報等の活用 (1) 電子カルテ等に蓄積された各種医療データの有効活用 診療に関する情報を一元的に管理し、集計・分析する等、医療情報の活用に努め、医療の質の向上を図る。 (2) 集積したエビデンスのカンファレンス、臨床研修、臨床研究等への活用 集積したエビデンスをカンファレンス、臨床研修、臨床研究等において活用し医療の質の向上を図る。 また、国や県が行うがん登録事業、日本病院会が行うQ I 事業及びAMED研究公募事業に採択された「千年カルテプロジェクト」に参加するとともに、各事業から提供されたデータに基づいた他院との比較等を行い、医療の質向上に活用する。
3-3 教育研修事業 医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れなど、地域の医療従事者への教育及び研修を実施することを求める。	1-3 教育研修事業 医療の高度化・多様化に対応できるよう、医師・看護師・コメディカルを目指す学生及び救急救命士に対する教育、臨床研修医の受入れ等、地域の医療従事者への教育及び研修を実施する。
3-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実 <u>臨床研修指定病院として、臨床研修医の積極的な受入れを行うとともに、岐阜県医師育成・確保コンソーシアム等と連携し、臨床研修医の資質向上を図ること。</u> また、 <u>専門研修プログラムの基幹又は連携施設として、専攻医の育成に努めること。</u>	1-3-1 医師の卒後臨床研修等の充実 (1) 質の高い臨床研修医の養成等 他の臨床研修病院等と連携し、当院が岐阜県東濃圏域の基幹病院であることの特徴を生かした研修プログラムにより、研修医の資質向上に努める。また、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムとの連携によって、 <u>研修医の確保と資質向上を図る。</u> (2) <u>専攻医の育成等</u> <u>専攻医研修プログラムの基幹施設（内科・外科・精神科領域）又は連携施設として、大学病院や他の医療機関等との連携により専攻医の育成を図る。</u>
3-3-2 医師・看護師・コメディカルを目指す学生、救急救命士等に対する教育の実施 医学生、岐阜県立看護大学、岐阜県立衛生専門学校、岐阜県立看護専門学校等の学生及びコメディカルを目指す学生の実習の受入れ、救急救命士の病院実習など地域医療従事者への	1-3-2 医師・看護師・コメディカルをめざす学生、救急救命士等に対する教育の実施 (1) 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生の実習受入れ 医学生、看護学生やコメディカルを目指す学生に対して、講義や実習の積極的な受入れ

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
研修の実施及び充実を図ること。	<p>など地域医療に貢献する。</p> <p>(2)救命救急士の病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実 救急救命士に対しては、定期的な講習及び病院実習を実施し医療技術の向上を図る。</p> <p>(3)岐阜県立多治見看護専門学校での看護師養成に対する支援 東濃圏域での看護師養成を担う岐阜県立多治見看護専門学校に対して、病院の医師・看護師等を専任教員または非常勤講師として派遣する。</p>
3-4 地域支援事業 地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう、地域への支援を行うことを求める。	1-4 地域支援事業 地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行う。
3-4-1 地域医療への支援 地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進など、東濃圏域の基幹病院として地域医療の確保に努めること。 医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への <u>人的支援を含む診療支援を充実させ、地域医療の確保に努めること。</u>	1-4-1 地域医療への支援 (1) 地域医療水準の向上 地域の医療機関との連携を強化し、高度先進医療機器の共同利用の促進などにより、地域医療水準の向上を図る。 (2) 医師不足地域や医師不足診療科、へき地診療所等への人的支援を含む診療支援による地域医療の確保 東濃地域等の医師不足地域の医療機関や、へき地医療機関への診療支援を継続して実施する。
3-4-2 社会的な要請への協力 法人が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣などの社会的な要請に対し、積極的な協力を行うこと。	1-4-2 社会的な要請への協力 医療に関する鑑定や調査、講師派遣など社会的な要請に対する協力を行う。
3-4-3 保健医療情報の発信 県民の健康意識の醸成を図るため、専門医療情報など病院が有する保健医療情報について、県民を対象とした公開講座やホームページなどにより情報発信を行うこと。	1-4-3 保健医療情報の提供・発信 (1) 公開講座、医療相談会等の定期的開催 一般市民向けの公開講座や医療に関する相談会を定期的に開催し、保健医療・各種福祉制度に関する情報の提供や発信を行う。 (2) 保健医療、健康管理等の情報提供 病院のホームページで最新の情報を発信するとともに関係機関や医療情報サイト等に情報を提供する。また、病院広報誌では、掲載内容を厳選し、幅広い年齢層に対し最新の医療情報を提供する。
3-5 災害発生時における医療救護	1-5 災害等発生時における医療救護

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
<p>災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、<u>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣など医療救護を行うことを求める。</u></p>	<p>災害等発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、医療スタッフや災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、<u>災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣など医療救護を行う。</u></p>
<p>3-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p>	<p>1-5-1 医療救護活動の拠点機能の充実</p>
<p>災害等発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受け入れや医療スタッフの現地派遣など本県あるいは東濃圏域の医療救護活動の拠点機能を担うこと。 災害拠点病院としての機能を十分に発揮できるよう、<u>食料及び飲料水の優先納入体制の整備など災害時医療体制の充実・強化を図ること。</u> <u>また、新中央診療棟の整備に合わせて、防災ヘリが離着陸可能なヘリポートを整備するとともに、水害に備えた施設、設備を整備すること。</u></p>	<p>(1)医療救護活動の拠点機能の充実 岐阜県地域防災計画に基づき、又は自らの判断で、本県あるいは東濃地域の医療救護活動の拠点機能を担う。また、大規模災害等緊急事態に備えた災害医療訓練を実施する。 (2)災害拠点病院としての機能強化 災害時における医療体制の構築を図るため、行政その他の機関との連携を強化するとともに、設備・備品・医療物資等の優先納入体制を整備する。 <u>また、新中央診療棟整備にあたって、災害発生時に備えたエネルギー・機械設備の整備及び防災ヘリポートの整備を進める。</u></p>
<p>3-5-2 他県等の医療救護への協力</p>	<p>1-5-2 他県等の医療救護への協力</p>
<p>県内のみならず他県等の大規模災害等においても、岐阜県の要請に基づきDMAT及びDPATを派遣するなど、積極的に医療救護の協力を行うこと。</p>	<p>(1)DMAT及びDPATの質の向上と維持 DMAT及びDPATが大規模災害に対応できるために、国及び中部地区で定期的に開催される講習会に参加し、質の向上と維持を図るとともに、DMAT及びDPATに必要な設備・備品の整備を図る。 (2)大規模災害発生時のDMAT及びDPATの派遣 大規模災害時に厚生労働省医政局や岐阜県の要請に基づきDMAT及びDPATを派遣し、積極的に医療救護の協力を行う。</p>
<p>3-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実</p>	<p>1-5-3 被災時における病院機能維持のための準備体制の充実</p>
<p>大規模災害等緊急事態を想定した業務継続計画（BCP）の継続的な見直し及び訓練等を実施すること。</p>	<p>(1)診療継続計画の継続的な見直し及び訓練等の実施 <u>業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行うとともに、訓練等により災害時における病院機能維持に必要な体制の充実を図る。</u> (2)診療情報バックアップシステムの適正管理 被災時においても診療情報が失われないよう、外部等にバックアップし、被災時に活用可能なシステムの維持に努める。</p>
<p>3-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p>	<p>1-5-4 新型インフルエンザ等発生時における役割の発揮</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
<p>新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下同じ。）発生時には、指定地方公共機関として、業務計画に基づき、新型インフルエンザ等の患者の外来診療・入院の受入れ、重症症例の治療等を行うこと。</p> <p>感染症指定医療機関として、平時から患者受入れ体制を整備するとともに、東濃地域の医療機関に対して医療情報の提供など指導的役割を担うこと。</p>	<p>(1) 新型インフルエンザ等発生時における受入れ体制の整備 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び業務計画に定めるところにより、新型インフルエンザ等対策を実施する。また、必要な物資及び資材の備蓄・整備・点検、施設及び設備の整備・点検を実施する。</p> <p>(2) 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練の実施 業務計画等に基づく職員への教育及び訓練を実施する。</p> <p>(3) 感染症指定医療機関としての役割の発揮 感染症指定医療機関として、平時から患者を受け入れられる体制及び設備の整備を図る。また、東濃地域の医療機関に対して医療情報の提供等指導的な役割を担う。</p>
4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組
4-1 効率的な業務運営体制の確立	2-1 効率的な業務運営体制の確立
<p>自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努めることを求める。</p>	<p>自主性・効率性・透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立するとともに、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に生かし、業務運営の改善及び効率化に努める。</p>
4-1-1 組織体制の充実	2-1-1 組織体制の充実
<p>医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、組織・業務体制の改善及び充実を図ること。</p> <p>ICT（情報通信技術）などの活用とアウトソーシングを適切に進めるとともに、経営効率の高い業務執行体制の充実を図ること。</p>	<p>(1) 効率的かつ効果的な組織体制の充実 医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、目標管理の推進と組織マネジメントの強化により、組織・業務体制の充実を図る。</p> <p>(2) アウトソーシングの導入等による合理化の推進 アウトソーシングの適切な活用による業務の合理化を進める。</p> <p>(3) ICT（情報通信技術）などの活用による経営効率の高い業務執行体制の充実 ICT（情報通信技術）などを活用することで、経営効率の高い業務執行体制の充実を図る。</p> <p>※（5）危機管理事案等発生時における情報共有体制の確立は、9-4内部統制へ移動</p>
4-1-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用	2-1-1-2 診療体制及び人員配置の弾力的運用
<p>医療需要の動向や経営状況の変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、職員配置の在り方を検証し、弾力的に運用すること。</p> <p>また、常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努</p>	<p>(1) 人員配置の検証及び弾力的運用 医療需要の変化や患者動向に迅速に対応した診療科の変更、医師・看護師等の人員配置の弾力的な運用を継続する。</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
めること。	<p>(2) 効果的な体制による医療の提供 常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用等、効果的な体制による医療の提供に努める。特に、医師事務作業補助者(医療クラーク)、病棟・外来看護事務補助者(病棟看護クラーク)、看護補助者の拡充を図る。</p> <p>(3) 3法人間の人事交流による適正な職員配置 地方独立行政法人岐阜県総合医療センター及び地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院との人事交流・情報交換等によって、適正な人員配置を実現する。</p>
4-1-3 人事評価システムの運用	2-1-3 人事評価システムの運用
<u>人事評価システムにより職員の業績、職務能力、職責等を公正に評価し、職員の意欲が引き出される公平かつ客観的な人事制度の運用に努めること。</u>	(1) 人事評価システムによる公平かつ客観的な人事制度の運用 職員の育成及び人事管理に活用するため、目標管理と連動し、公正で客観的な人事評価制度の円滑な運用に努める。
4-1-4 事務部門の専門性の向上	2-1-4 事務部門の専門性の向上
<u>事務部門において、病院特有の事務に精通した職員の確保及び育成により、専門性の向上を図ること。</u>	(1) 事務部門職員の確保及び育成 病院特有の事務に精通し、法人の事務及び経営の中心となるプロパー職員の計画的な確保と、体系的な研修体制の整備による育成に努める。特に、診療報酬事務、病院経営等の専門研修を実施し、事務部門の総合的な専門性の向上を図る。
4-1-5 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底	2-1-5 コンプライアンス（法令等の遵守）の徹底
職員一人ひとりが誠実かつ公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンスを徹底し、適正な病院運営を行うこと。	(1) 業務執行におけるコンプライアンスの徹底 医療法をはじめとする国の法令や関係規程、法人が定める倫理方針や各種規程の遵守を徹底する。 また、定期的に研修等を実施し、コンプライアンス意識啓発に努めるとともに、監事監査、内部監査等を実施し、適正な業務執行の確認体制を継続する。
4-1-6 適切な情報管理	2-1-6 適切な情報管理
<u>職員の情報セキュリティに対する意識向上やセキュリティ監視機能の充実・強化等、情報セキュリティ対策に努めること。</u>	(1) 情報セキュリティ監視機能の充実・強化等 不正プログラム、不正アクセス対策等の情報セキュリティ対策の推進及び監視体制の充実を図る。 (2) 情報セキュリティに対する意識向上 職員に対する情報セキュリティの研修を定期的に行い、意識向上を図る。
4-2 業務運営の見直しや効率化による収支の改善	2-2 業務運営の見直しや効率化による収支改善

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
地方独立行政法人制度の特徴を生かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図ることを求める。	地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直しや効率化を通じて、収支の改善を図る。
4-2-1 多様な契約手法の導入	2-2-1 多様な契約手法の導入
透明性・公平性の確保に十分留意しつつ、複数年契約など多様な契約手法を導入し、契約事務の合理化を図ること。	(1) 調達の効率化及び適正な契約事務の実施 プロポーザルや複数年契約などの多様な契約手法の導入により、契約事務の集約化、簡素化、迅速化を図る。
4-2-2 収入の確保	2-2-2 収入の確保
<p>病床利用率など収入確保につながる数値目標を設定し、地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、<u>その達成を図ること。</u></p> <p><u>また、未収金の発生防止や早期回収等により、収入の確保に努めること。</u> さらに、安定した経営を維持するため、国の医療制度改革や診療報酬改定等に速やかに対応すること。</p>	<p>(1) 効果的な病床管理、医療機器の効率的な活用 効果的、効率的に病床を運用し、病床利用率及び在院日数の最適化を図る。 また、高度医療機器の共同利用を促進するなど、医療機器の効率的な活用を図る。</p> <p>(2) 未収金の発生防止対策等 関連部署間の連携強化や医療相談窓口の拡充を図る等、未収金発生未然防止の取組を推進するとともに、未収金の早期回収に努める。</p> <p>(3) 国の医療制度改革や診療報酬改定等の迅速な対応 診療報酬改定情報を早期に収集・分析し、改定内容を踏まえた体制の整備を図るとともに迅速な届出を行う。特に、DPC特定病院群（高診療密度病院群）としての診療機能を確保することに努める。また、国の医療制度改革に柔軟に対応していく。</p>
4-2-3 費用の削減	2-2-3 費用の削減
医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、在庫管理の徹底、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の採用などにより費用の節減に努めること。	<p>(1) 医薬品・診療材料等の購入方法の見直し、適正な在庫管理の徹底 物流管理システムにより診療材料の適正な在庫管理・消費管理を行い、過剰な在庫の抑制を図るとともに、他病院の契約単価の調査等により効率的な購入による費用の縮減に努める。</p> <p>(2) 後発医薬品の使用促進 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な採用により、薬品費の節減を図る。</p>
5 財務内容の改善に関する事項	3 予算（人件費の見積含む。）、収支計画及び資金計画
5-1 経常収支比率等	「2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組」で定めた計画を確実に実施することにより、業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、経常収支比率100%以上、医業収支比率100%以上及び職員給与費対医業収益比率50%以下とすることを目指す。
業務運営の改善及び効率化を効果的に進めることで、経常収支比率100%以上を達成すること。 医業収支比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定	

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
め達成すること。	
5-2 職員給与費対医業収益比率	
職員給与費対医業収益比率については、同規模の全国自治体病院の平均値等を参考に、適切な目標を定め達成すること。	
	3-1 予算（令和2年度～令和6年度）
	3-2 収支計画（令和2年度～令和6年度）
	3-3 資金計画（令和2年度～令和6年度）
	4 短期借入金の限度額
	4-1 限度額
	10億円
	4-2 想定される短期借入金の発生理由
	賞与の支給等、資金繰り資金への対応
	4の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
	5 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
	6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	7 剰余金の使途
	決算において剰余金が発生した場合は、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。
	8 料金に関する事項
	岐阜県立多治見病院の使用料及び手数料は次に定めるところにより徴収する。
8-1 使用料の額	
(1)使用料の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項、第85条第2項及び第85条の2第2項（これらの規定を同法第149条において準用する場合を含む。）又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項、第74	

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）												
	<p>条第2項及び第75条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額（以下「算定額」という。）とする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養又は医療の提供（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定により行われる療養又は医療の提供を除く。）に係る使用料の額は、算定額に<u>100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付の対象となる療養又は医療の提供に係る使用料の額は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長（以下「理事長」という。）が岐阜労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額とする。</p> <p>(3)療養又は医療の提供が消費税及び地方消費税の課税の対象となる場合の使用料の額は、前2項の規定にかかわらず、算定額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額とする。この場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。</p> <p>(4)使用料の額の算定が前3項の規定により難しい場合の使用料の額は、前3項の規定にかかわらず、理事長が定める額とする。</p>												
	8-2 手数料の名称、額等												
	<p>(1)手数料の名称、額等は、次の表のとおりとする。この場合において、手数料の額に10円未満の端数が生じたときは、10円未満を四捨五入する。</p> <table border="1" data-bbox="1182 965 2161 1420"> <thead> <tr> <th>事務の内容</th> <th>手数料の名称</th> <th>単位</th> <th>額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付</td> <td>岐阜県立多治見病院生命保険診断書等交付手数料</td> <td>1 通につき</td> <td>生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</td> </tr> <tr> <td>2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は</td> <td>岐阜県立多治見病院死亡診断書等交付手</td> <td>1 通につき</td> <td>円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額</td> </tr> </tbody> </table>	事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）	1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立多治見病院生命保険診断書等交付手数料	1 通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額	2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は	岐阜県立多治見病院死亡診断書等交付手	1 通につき	円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
事務の内容	手数料の名称	単位	額（円）										
1 生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書、恩給診断書、年金診断書若しくは訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書の交付	岐阜県立多治見病院生命保険診断書等交付手数料	1 通につき	生命保険診断書、自動車損害賠償保険診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額、恩給診断書、年金診断書、訴訟関係診断書又はこれらに関する診療費明細書に係るものにあつては 円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額										
2 死亡診断書(死体検案書)、死産証書(死胎検案書)又は	岐阜県立多治見病院死亡診断書等交付手	1 通につき	円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額										

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）			
	普通診療費明細書の交付	数料		
	3 普通診断書又は証明書の交付	岐阜県立多治見病院普通診断書等交付手数料	1 通につき	円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	4 再発行診察券の交付	岐阜県立多治見病院再発行診察券交付手数料	1 通につき	円に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して得た額
	(2)前項の規定により難い場合の手数料の額等は、理事長が別に定める額等とする。			
	8-3 保証金			
	理事長は、特に必要があると認めるときは、病院に入院しようとする者から、保証金を納入させることができる。			
	8-4 使用料及び手数料の徴収方法等			
	(1)使用料は、診療の都度支払わなければならない。ただし、入院患者にあつては、毎月1日から月末までの使用料を請求書に定める期限まで(退院する入院患者にあつては、退院の日までの使用料を同日まで)に支払わなければならない。			
	(2)前項の規定にかかわらず、理事長は同項の規定による支払期限までに使用料を支払うことが困難であると認めるときは、支払期限を別に定めることができる。			
	(3)手数料は、申請の際に支払わなければならない。ただし、事務の性質上申請の際に支払うことができないものとして理事長が別に定めるものについては、この限りでない。			
	(4)支払われた使用料及び手数料は、返還しない。ただし、算定額を変更するとき又は理事長が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を返還することができる。			
	8-5 使用料及び手数料の減免等			
	理事長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免し、又は使用料及び手数料の支払を猶予することができる。			
	8-6 その他			
	ここに定めるもののほか、使用料及び手数料徴収に関し必要な事項は、理事長が別に定			

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）
	める。
6 その他業務運営に関する重要な事項	9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
6-1 職員の勤務環境の向上	9-1 職員の勤務環境の向上
<p><u>働き方改革を実現するため、労務管理を適正に行うとともに、医療従事者等職員の必要数確保、柔軟な勤務形態の導入、育児支援体制の充実など、職員の勤務環境の改善に取り組むこと。</u></p> <p><u>特に、医師の業務負担軽減や労働時間短縮のため、タスク・シフティング（業務の移管）の推進等国の指針に基づいた取組を着実に実施すること。</u></p> <p><u>また、職員の意見が反映される仕組みの充実を図り、病院で働く全ての職員が誇りを持って職責が果たせるよう、やりがいの創出に努めること。</u></p>	<p>(1) <u>育児・介護との両立支援や離職防止・復職支援体制の充実</u> 医療従事者の業務負担を軽減するため、次の取り組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な職員採用、再雇用制度の充実 ・柔軟な勤務時間体制、適切な労働時間、必要な人員の確保 ・医師事務作業補助者（医療クラーク）、病棟・外来看護事務補助者（病棟看護クラーク）、看護補助者の増員、及びコメディカルの病棟配置の拡充 <p>(2) <u>働き方改革の実現に向けた取組</u> <u>医師労働時間短縮計画などによる長時間勤務の改善やワーク・ライフバランス休暇など、有給休暇の取得促進を進めるとともに、職員の身体面だけでなくメンタル面も含めた、心身の健康管理対策の充実に努める。</u></p> <p>(3) <u>職員のモチベーション向上に資する取組</u> <u>人事評価制度による公正で客観的な評価を実施することで職員のモチベーション向上を図る。</u> <u>職員の福利厚生充実に向け、継続的に職員ニーズの把握等に努める。</u>また、院内保育施設においては、利用職員のための病児保育や夜間保育などを引き続き実施する。</p>
6-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携	9-2 岐阜県及び他の地方独立行政法人との連携
<p><u>医師の診療応援や人事交流など、岐阜県及び岐阜県の設立した他の地方独立行政法人との連携を推進すること。</u></p>	<p>(1) <u>県との連携・強化</u> 岐阜県との緊密な連携と情報の共有に努める。 また、<u>東濃圏域での看護師養成を担う岐阜県立多治見看護専門学校に対して病院の医師・看護師等を専任教員または非常勤講師として派遣するなど、同校との連携強化を推進する。</u></p> <p>(2) <u>他の地方独立行政法人との連携・強化</u> 医師、看護師、コメディカル等の医療従事者の人事交流等、岐阜県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。</p>
6-3 施設・医療機器の整備	9-3 施設・医療機器の整備
<p><u>新中央診療棟などの施設整備や医療機器整備については、県民の医療需要、費用対効果、</u></p>	<p>(1) <u>新中央診療棟などの施設の計画的な整備</u></p>

<p style="text-align: center;">第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）</p>	<p style="text-align: center;">第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）</p>
<p>医療技術の進展などを総合的に勘案し、岐阜県立多治見病院として担うべき機能の強化が図られるよう、計画的に実施すること。</p>	<p>東濃圏域の基幹病院として、住民に対し高度で先進的な医療及び急性期医療が提供できるように、次のとおり、計画的な整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な医療技術と最先端の医療設備に対応した手術室に拡充・整備 ・化学療法センターを拡充・整備し、地域がん診療連携拠点機能を強化 <p>(2)医療機器の計画的な更新・整備 県民の医療需要、費用対効果、医療技術の進展等を総合的に判断し、計画的な更新・整備を進める。</p>
<p>6-4 <u>内部統制の充実強化</u> <u>内部統制の充実強化を図るため、内部監査のほかモニタリングの結果を、リスクの評価・対応や法人の規程に適切に反映させるなど、内部統制の取組を着実に推進すること。</u> <u>また、危機管理事案等発生時には、理事長のリーダーシップを発揮し迅速かつ適正に対応すること。</u></p>	<p>9-4 内部統制の充実強化</p> <p>(1)内部統制の取組 <u>リスク因子の把握及びリスク発生原因の分析や、把握したリスクに関する評価とリスク低減策の検討など、内部統制の取組を進める。</u></p> <p>(2)内部統制に対する監査及び評価 <u>内部監査や内部統制委員会等によるモニタリングにより、内部統制を評価し是正することで、内部統制の充実を図る。</u></p> <p>(3)災害等危機管理事案発生時における理事長の統制環境の充実強化 <u>危機管理事案等発生時に、理事長がリーダーシップを発揮しうる体制を整備するとともに、業務執行に係る意思決定プロセスに係るチェック体制の整備を行う。</u></p>
<p>6-5 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人は、岐阜県に対して負担する地方独立行政法人法第86条第1項に規定する債務の処理を確実に行うこと。</p>	<p>9-5 法人が負担する債務の償還に関する事項 法人が岐阜県に対し負担する債務の償還を確実にやっていく。</p>

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）																																	
	<p>9-6 中期目標の期間における主な計画数値</p> <table border="1" data-bbox="1223 316 2114 1270"> <thead> <tr> <th colspan="3">計画・目標項目及び目標年度・数値等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>立体駐車場を建設し供用開始 ・西立体駐車場 [令和2年9月] ・東立体駐車場 [令和3年5月]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新中央診療棟を建設し開設 [令和5年10月] ・低侵襲手術支援機器（ダビンチ）導入（手術室12室） ・医療的ケア障がい児等のためのレスパイトケア開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>東病棟を改修し管理棟として開設 [令和6年7月] ・化学療法室24床を化学療法センター40床に拡充</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>病床数 [令和6年度]</td> <td>565床（一般病床10減）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>患者数 [令和6年度]</td> <td>新規入院 16,240人 延べ入院 184,274人 延べ外来 220,502人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>手術件数 [令和6年度]</td> <td>手術室 5,500件 中央放射線・内視鏡 3,500件</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>放射線治療件数・化学療法件数 [令和6年度]</td> <td>放射線治療 13,150件 化学療法 8,350件</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>クリニカルパス適用率 [令和6年度]</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>紹介率・逆紹介率 [令和6年度]</td> <td>紹介率 83.0% 逆紹介率 92.5%</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>常勤職員数 [令和6年4月]</td> <td>全職員 960人 医師 140人 看護師・助産師 545人</td> </tr> </tbody> </table>	計画・目標項目及び目標年度・数値等			1	立体駐車場を建設し供用開始 ・西立体駐車場 [令和2年9月] ・東立体駐車場 [令和3年5月]		2	新中央診療棟を建設し開設 [令和5年10月] ・低侵襲手術支援機器（ダビンチ）導入（手術室12室） ・医療的ケア障がい児等のためのレスパイトケア開始		3	東病棟を改修し管理棟として開設 [令和6年7月] ・化学療法室24床を化学療法センター40床に拡充		4	病床数 [令和6年度]	565床（一般病床10減）	5	患者数 [令和6年度]	新規入院 16,240人 延べ入院 184,274人 延べ外来 220,502人	6	手術件数 [令和6年度]	手術室 5,500件 中央放射線・内視鏡 3,500件	7	放射線治療件数・化学療法件数 [令和6年度]	放射線治療 13,150件 化学療法 8,350件	8	クリニカルパス適用率 [令和6年度]	60.0%	9	紹介率・逆紹介率 [令和6年度]	紹介率 83.0% 逆紹介率 92.5%	10	常勤職員数 [令和6年4月]	全職員 960人 医師 140人 看護師・助産師 545人
計画・目標項目及び目標年度・数値等																																		
1	立体駐車場を建設し供用開始 ・西立体駐車場 [令和2年9月] ・東立体駐車場 [令和3年5月]																																	
2	新中央診療棟を建設し開設 [令和5年10月] ・低侵襲手術支援機器（ダビンチ）導入（手術室12室） ・医療的ケア障がい児等のためのレスパイトケア開始																																	
3	東病棟を改修し管理棟として開設 [令和6年7月] ・化学療法室24床を化学療法センター40床に拡充																																	
4	病床数 [令和6年度]	565床（一般病床10減）																																
5	患者数 [令和6年度]	新規入院 16,240人 延べ入院 184,274人 延べ外来 220,502人																																
6	手術件数 [令和6年度]	手術室 5,500件 中央放射線・内視鏡 3,500件																																
7	放射線治療件数・化学療法件数 [令和6年度]	放射線治療 13,150件 化学療法 8,350件																																
8	クリニカルパス適用率 [令和6年度]	60.0%																																
9	紹介率・逆紹介率 [令和6年度]	紹介率 83.0% 逆紹介率 92.5%																																
10	常勤職員数 [令和6年4月]	全職員 960人 医師 140人 看護師・助産師 545人																																
	<p>9-7 積立金の使途</p> <p>前期中期目標期間における積立金については、病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p>																																	

第3期中期目標（案）【県作成】 （下線は第2期からの変更箇所）	第3期中期計画（素案） （下線は第2期からの変更箇所）				
	9-8 中期目標の期間を超える債務負担				
	（単位：百万円）				
	項目	契約期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
研修医宿舎整備 事業	平成25年度 ～ 令和14年度	101	86	328	
立体駐車場建 設・保守事業	平成30年度 ～ 令和18年度	320	834	1,156	